

第4回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月25日 午後6時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階大会議室
- 3 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について（1件）
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
（所有権移転1件、賃貸借3件、使用貸借1件）
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
（農業委員会許可分3件）
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による農地等転用事業計
画変更承認申請について
（農業委員会許可分1件）
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について
（所有権移転9件、賃貸借4件）
- 日程第8 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動
の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標
設定等について

4 出席委員 1番 本間俊明 2番 高嶋雅彦 3番 中道雅彦
4番 川端敦 5番 杉本道哉 6番 上野祐司
7番 鶴見幸生 8番 森長正徳 9番 橋口善一郎
10番 松田一博 11番 北川正則 12番 西田勝敏
13番 田中昭一 14番 川崎浩樹 15番 佐藤弘之

5 事務局 説明員 局長 青木祐次 主査 高山亮一

- 局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席ください。
- 局長 ただいまから令和4年第4回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきま
す。
- 会長 挨拶
- 局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひします。
- 議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第4回総
会の出席者は15名です。
- 議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第4回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。
- 議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定
により私から指名いたします。
4番 川端委員、5番 杉本委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
農地の賃貸借・使用貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開きください。

1番ですが、貸主は古川自治区の [REDACTED] 氏、借主は [REDACTED] 氏でございます。

土地の所在は、古川328-1から827までの12筆の田と2筆の畠で、合計面積は118,828.31m²で、このたび借主である [REDACTED] 氏が代表を務める法人の設立に伴い、当該農地の賃貸借を解約し、新たに [REDACTED] 氏とその法人で賃貸借するために解約するものです。

議案資料の1ページをお開きください。

4月15日に『農地賃貸借契約解約書』の提出がありました。合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の4月15日に行われ、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があるので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転が1件、賃貸借が3件、使用貸借が1件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積(2ha)

以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たしていないなければなりませんが、全ての要件を満たしているものと判断されます。

議案の4ページをお開きください。

1番は売買による移転で、土地の所在は山形246、247の2筆の田で、面積は2,054m²です。

譲渡人は、栗山町字富士の[REDACTED]氏、譲受人は同じく栗山町字富士の[REDACTED]氏です。

申請理由は、譲渡人は、申請地を売却し経営規模を縮小しようとするもので、譲受人は、申請地を買い受け経営規模の拡大を図るものであります。

農地の売買価格については、[REDACTED]円で、10aあたり[REDACTED]円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料3ページをお開きください。

申請地は、道道角田栗山停車場線の西側にある由仁町と栗山町の境界に隣接する山形地区の農地で、図面に許可申請地と囲まれている箇所でございます。

続きまして、議案5ページをお開きください。

2番から4番につきましては、法人化に伴う賃貸借であります。

2番ですが、貸主が2名となっており、古川自治区の[REDACTED]氏及び[REDACTED]氏、借主は、[REDACTED]氏が代表を務める[REDACTED]でございます。

土地の所在につきましては、[REDACTED]氏の農地が古川331から836の6筆の田で、[REDACTED]氏の農地が古川328-1から837の13筆の田と2筆の畠で、合計面積は219,800.31m²です。

賃貸借期間は、両者とも20年間で、賃貸借料は10aあたり田・畠ともに[REDACTED]円で、年間[REDACTED]円です。

農地所有適格法人の要件確認について、説明をいたしますので、議案資料4ページをお開きください。

農地所有適格法人の要件は5つあり、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全てを満たす必要があります。

法人の概要についてですが、法人の名称は、[REDACTED]、設立年月日は、令和4年2月1日です。主たる事務

所の所在地は、由仁町古川 824 番地で、経営面積は、26.65ha です。

1つ目の要件は、法人形態要件ですが、法人の形態は株式会社、合同会社などの持分会社、農事組合法人であることとされています。

[REDACTED]については、持分会社のため要件に該当します。

2つ目は、事業要件で農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業を主として行っているかどうかで判断されるものであります。

[REDACTED]については、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3つ目は、構成員要件で、農地提供者・農業常時従事者などに該当していること。また出資している社員の数が全体の 50% 超であることとされています。

[REDACTED]は、構成員 3 名とも農業常時従事者で、全員が出資していますので、要件に該当します。

4つ目は、業務執行役員要件で、役員の過半が常時従事者でなければなりません。

役員 3 名が農作業常時従事者でありますので、要件に該当します。

5つ目は、農作業従事要件ですが、役員・出資者のうち 1 名以上が 60 日以上農作業に従事する必要がありますが、役員で出資者である 3 名が、農作業常時従事日数 60 日以上ですので、要件に該当しています。このように、[REDACTED]につきましては、5つの要件、全てを満たしていることについて確認しています。

続きまして、3番の説明をしますので、議案の 5 ページをお開きください。

土地の所在は西三川 572 から 579-1 の 2 筆の田と 2 筆の畠で、合計面積は 106,780 m² です。

賃貸借期間は、20 年間で、賃貸借料は 10 aあたり田・畠とともに 10,000 円で、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、札幌市北区の [REDACTED] 氏が代表を務める [REDACTED] でございます。

本法人につきましては、将来的には農地所有適格法人の要件を

備え、経営拡大を目指す考えであります。現時点では、要件を満たしていないことから、適格法人要件に係る議案資料はありませんが、農地所有適格法人以外の一般の法人においても、一定の要件を満たせば、農地の賃貸借又は使用貸借については認められており、本法人はその要件を満たしているものであります。

農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りるために満たさなければならない要件は3つあり、1つ目は、農地を適切に利用されていない場合の措置として、解除条件付契約が交わされていること、2つ目は、地域の維持発展の話し合いへの参加、農道・水路などの共同利用施設の取決めの順守、獣害被害対策への協力といった地域との適切な役割分担について示されていること、3つめは、役員のうち1人以上が年間150日以上、法人の農業に従事可能であることが要件となります。

[REDACTED]につきましては、提出書類によりこれらの要件を満たしていることを確認しております。

続きまして、4番の説明をしますので、議案の6ページをご覧ください。

土地の所在は川端2052から2085の8筆の田と1筆の畠で、合計面積は76,994m²です。

賃貸借期間は、20年間で、賃貸借料は10aあたり田は[REDACTED]円、畠は[REDACTED]円で、年間[REDACTED]円です。

貸主は、川端自治区の[REDACTED]氏、借主は、[REDACTED]氏が代表を務める[REDACTED]でございます。

農地所有適格法人の要件確認について、説明をいたしますので、議案資料7ページをお開きください。

法人の概要についてですが、法人の名称は、[REDACTED]、設立年月日は、令和4年3月1日です。主たる事務所の所在地は、由仁町川端2081番地で、経営面積は、7.7haです。

1つ目は、法人形態要件ですが、[REDACTED]については、株式会社のため要件に該当します。

2つ目の事業要件については、農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3つ目の構成員要件については、構成員3名とも農業常時従事者で、全員が出資していますので、要件に該当します。

4つ目の業務執行役員要件については、役員3名が農作業常時従事者であり、役員の過半が常時従事者でありますので、要件に

該当します。

5つ目の農作業従事要件については、役員である3名が、農作業従事日数60日以上ですので、役員・出資者のうち1名以上が60日以上農作業に従事しているため要件に該当しています。このように、[REDACTED]につきましては、5つの要件、全てを満たしていることについて確認しています。

続きまして、議案7ページをお開きください。

5番につきましては、法人化に伴う使用貸借であります。

土地の所在は東三川 1174 から 3222 の 20 筆の田と 22 筆の畑で、合計面積は 216,970 m²です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主で [REDACTED] [REDACTED] 氏が代表を務める [REDACTED] へ使用貸借するものです。契約期間は20年間です。

農地所有適格法人の要件確認について、説明をいたしますので、議案資料10ページをお開きください。

法人の概要についてですが、法人の名称は、[REDACTED]、設立年月日は、令和4年3月1日です。主たる事務所の所在地は、由仁町東三川 2953 番地で、経営面積は、21.69haです。

1つ目は、法人形態要件ですが、[REDACTED] については、株式会社のため要件に該当します。

2つ目の事業要件については、農業に係る売上高が全体の過半を占めることとされており、農業及び農業関連以外の事業を行う予定がないことから、要件に該当しています。

3つ目の構成員要件については、構成員4名とも農業常時従事者で、全員が出資していますので、要件に該当します。

4つ目の業務執行役員要件については、役員4名が農作業常時従事者であり、役員の過半が常時従事者でありますので、要件に該当します。

5つ目の農作業従事要件については、役員である3名が、農作業従事日数60日以上ですので、役員・出資者のうち1名以上が60日以上農作業に従事しているため要件に該当しています。このように、[REDACTED]につきましては、5つの要件、全てを満たしていることについて確認しています。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

- 各委員 ありません。
- 議長 質疑がないようすで採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。
- 各委員 ありません。
- 議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。
- 議長 次に、日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。
- （議案朗読）
- 局長 議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』
農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。
- 主査 議案第3号について、ご説明いたします。
本件は砂利採取等に伴う一時転用3件であります。
議案の9ページをお開きください。
- 1番ですが、本件は、砂利採取に伴う一時転用申請であります。申請者は、土地所有者である岩内自治区の[REDACTED]氏で、事業実施者は、栗山町字継立の[REDACTED]です。
事業実施地につきましては、岩内2705の1筆の田で、転用面積は26,410m²です。
転用期間は、6月1日から令和5年5月31日までです。
立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となります。一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の 13 ページ、14 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の 10 ページをお開きください。

右上の図面になりますが、申請地は、岩内地区の道道夕張長沼線沿いの申請者である [REDACTED] 氏の住宅の南側にある実線で囲まれた 1 筆の農地です。

議案の 9 ページをお開きください。

次に 2 番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の [REDACTED] 氏で、事業実施者は、長沼町字幌内の [REDACTED] です。

事業実施地につきましては、東三川 2913 から 2915 までの 3 筆の田で、転用面積は 12,957 m² です。

転用期間は、6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となります。一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の 15 ページ、16 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の 11 ページをお開きください。

右上の図面になりますが、申請地は、東三川地区の申請者である [REDACTED] 氏の住宅から町道山手線東向かいにある実線で囲まれた 3 筆の農地です。

議案の 9 ページをお開きください。

次に 3 番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の [REDACTED] で、事業実施者は、川端の [REDACTED] です。

事業実施地につきましては、川端 2022 の 1 筆の田で、転用面積は 1,783 m² です。

転用期間は、6月1日から令和5年2月20日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となります。一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の17ページ、18ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の12ページをお開きください。

申請地は、国道274号線沿い川端地区にある、黒い実線で囲まれた網掛けの1筆の農地です。

こちらは、次の議案によりご審議いただく計画変更申請に伴う事業面積の変更であります。

変更の詳細は、次の議案で説明させていただきます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されており、西田部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、4月15日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、可として北海道農業会議へ意

見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第4号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第4号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

（内容説明）

主査 議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、砂利採取事業に伴う一時転用の計画変更申請であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画変更の承認を受けようとするものです。

議案の14ページをお開きください。

申請者は、土地所有者である川端自治区の[REDACTED]、事業実施者は、川端の[REDACTED]です。

事業実施地につきましては、川端2021、2022の2筆の田で、転用面積は17,517m²です。

変更の理由ですが、事業区域の運搬路部分の砂利を採取するための変更申請であります。

詳細につきまして、図面で説明しますので、議案の12ページをお開きください。

右上の図面をご覧ください。今回の申請地は黒い実線で囲まれた網掛けの農地になりますが、申請地に隣接する北側の白い実線で囲まれた農地は、今回の事業実施者である[REDACTED]

[REDACTED]が既に許可を受け、現在、砂利採取を行っているところであります。今回の申請地は、現在、他社が行う隣接地の砂利採取に伴う運搬路として使用されていますが、5月31日をもって他社に

おける隣接地の採取が完了することから、[REDACTED]が新たに当該運搬路部分を事業区域に追加し、その部分についても耕地改良及び砂利採取を行うものでございます。

主な変更の内容は、事業区域が当初 15,734 m²から、川端 2022 の 1,783 m²が加わり 17,517 m²に、砂利採取量が、当初 143,458 m³から 17,843 m³増の 161,301 m³に、掘削面積が、当初 14,529 m²から 1,461 m²増の 15,990 m²に変更となります。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりまますので、西田部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、4月 15 日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として事業計画の変更はやむを得ないと認められ、承認することとしましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 4 号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 7、議案第 5 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 5 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に

『による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査

議案第5号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が9件、賃貸借が4件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、いずれの案件も集積計画の公告予定の4月27日です。

本件の譲受人である農業者については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案16ページをお開きください。

1番から8番の所有権移転については、農地保有合理化事業の賃貸期間満了及び早期売渡に伴う公益財団法人北海道農業公社からの売渡しでございます。

1番ですが、土地の所在は山桙1032の1筆の田で、面積は13,399m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、山桙自治区の[REDACTED]氏、平成29年度の5年タイプ事業です。

2番ですが、土地の所在は古山6、93-1の2筆の田で、面積は31,181m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、古山自治区の[REDACTED]氏、平成24年度の10年タイプ事業です。

3番ですが、土地の所在は熊本743-2から1054-1までの16筆の田で、面積は76,775m²、売買価格は[REDACTED]円です。

譲受人は、熊本自治区の[REDACTED]氏、平成30年度の5

年タイプ事業で、譲受人の申し出により 1 年早期の売渡でございます。

4 番ですが、土地の所在は熊本 1127-1、1129-1 の 2 筆の田で、面積は 12,426 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、本三川自治区の [REDACTED]、平成 29 年度の 5 年タイプ事業です。

5 番ですが、土地の所在は西三川 732、754-1 の 2 筆の田で、面積は 28,057 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、西三川自治区の [REDACTED] 氏、平成 29 年度 5 年タイプ事業です。

6 番ですが、土地の所在は川端 933-1 から 934 までの 3 筆の田で、面積は 52,236 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、川端自治区の [REDACTED]、平成 29 年度の 5 年タイプ事業です。

7 番ですが、土地の所在は川端 1332 から 1336-1 までの 5 筆の田で、面積は 43,036 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、川端自治区の [REDACTED]、平成 24 年度の 10 年タイプ事業です。

8 番ですが、土地の所在は川端 2297、2298 の 2 筆の田で、面積は 38,849 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、川端自治区の [REDACTED] 氏、令和元年度の 5 年タイプ事業で、譲受人の申し出により 2 年早期の売渡しでございます。

議案 17 ページをお開きください。

9 番ですが、3 月 28 日開催されたあっせん会において所有権移転が決定された売買でございます。

土地の所在は、西三川 814 から 835 までの 4 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 17,349 m²です。

売買価格は [REDACTED] 円で、単価は、10 aあたり田は [REDACTED] 円、畑は [REDACTED] 円でございます。

譲渡人は、江別市弥生町の [REDACTED] 氏、譲受人は西三川自治区の [REDACTED] 氏です。

農地の所在を説明しますので、議案資料 19 ページをお開きく

ださい。

農地は道道幌内三川停車場線沿いのレストランひら里の南側及び西側の白線で囲まれている農地でございます。

議案 18 ページをお開きください。

10 番以降については、賃貸借の案件です。

10 番については、1 月の総会で決定し公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

土地の所在は古川 601-1 から 819 までの 3 筆の田で、面積は 46,716 m² です。

賃貸借期間は、令和 9 年 2 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] です。

11 番ですが、土地の所在は山形 567-1、569-1 の 2 筆の田で、面積は 27,468.96 m² です。

賃貸借期間は、令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、恵庭市恵み野の [REDACTED] 氏、借主は、山形自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

12 番ですが、3 月 28 日に開催されたあっせん会により、農地保有合理化事業により売買となる案件ですが、公社買入は夏頃となることから賃貸借契約を締結するものです。

土地の所在は古川 350 から 352 までの 3 筆の畠で、面積は 22,652 m² です。

賃貸借期間は、令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10aあたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、札幌市手稲区の [REDACTED] 氏、借主は、古川自治区の [REDACTED] 氏です。

13 番ですが、土地の所在は川端 2540、2542 の 1 筆の田と 1 畠の畠で、合計面積は 33,144 m² です。

賃貸借期間は、令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、田が 10a あたり [REDACTED] 円、畠が 10 a あたり [REDACTED] 円で年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 議案第5号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第5号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第5号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにして決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議案第6号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標設定等について』を議題といたします。

事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第6号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標設定等について』

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標設定等を策定したので、その承認の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第6号について、ご説明いたします。

昨年6月に決定した令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、令和3年度の実績に基づき点検・評価を行い、

それを踏まえて令和4年度の目標や活動計画を定めるものであります。

本計画は、平成21年度から国の通知に基づき実施しておりましたが、この度、制度が一部改正され、令和4年度の目標については、様式が変更となっております。

なお、本日、この総会で決定いただいた後は、この計画を、北海道を経由して農林水産省へ提出することとなります。

それでは、内容について説明をいたしますので、議案資料20ページをお開き願います。

(資料により内容説明)

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第6号については、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第6号については、提案のとおり決定しました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会後引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 19 時 00 分)

議事録署名委員

4番 川 端 敏



5番 杉 本 道 戎

